

令和4年分 営業等所得収支内訳書 (甲佐町申告相談用)

～注意～

収支内訳書の準備が不十分の方は申告に時間がかかり、準備を済まされている他の方をお待たせして大変なご迷惑となります。収支内訳書の作成ができていない方の申告は受け付けることができませんので、ご注意ください。

● 《経費の欄》の記入上の注意

必要経費は、「事業分」と「家事分(家庭用)」を按分して計算します。

自宅の一部を事務所として使用している場合や、自家用車を仕事にも使用している場合などは、これらにかかる費用(固定資産税や水道光熱費、通信費、損害保険料、ガソリン代など)のうち、**自宅部分に対する費用及び家事分の費用は、必要経費にはなりません。**

使用面積や使用頻度、使用量などにより**按分**して計算し、「**事業分**」のみを計上してください。

〔計算の仕方〕

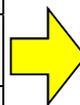
$$\boxed{\begin{array}{c} \text{事業分の} \\ \text{必要経費} \end{array}} = \text{支払金額} \times \frac{\text{事業分}}{\text{全体(事業分+家事分)}} \quad (\text{事業使用割合})$$

● 所得の計算方法

$$\boxed{\text{営業等所得}} = \boxed{\text{収入の総額}} - \boxed{\text{売上原価}} - \boxed{\text{必要経費の合計}} - \boxed{\text{専従者控除額}}$$

● 以下、別紙(表裏面)まで記入してください。

業 種 名	
屋 号	
事業所の所在地 (※自宅と違う場合に記入)	



◎業種が生命保険外交員・集金人・電力量計の検針人・家内労働者などの方は、家内労働者特例を受けられる場合があります。詳しくは申告相談の際にお尋ねください。

※ 帳簿や領収書などの書類は、5年間(法定帳簿は7年間)保存することが義務付けられています。

営業等収入申告用

《収入の欄》 売上(収入)金額の明細

売上先が多数ある場合は、主な売上先とそれ以外の売上先に分けて記入してください。

売上先名		所在地	売上(収入)金額
主な 売上 先			円
			円
			円
			円
上記以外の売上先の計			円
合 計			① 円
○ 家事消費分	〔商品などを家事のために消費したり、贈与した場合に、通常の販売を行ったものとして金額を記入してください。〕		② 円
○ その他の収入			③ 円
収入の総額(①+②+③)			④ 円

《売上原価の欄》

○ 期首商品(製品)棚卸高(令和4年1月1日現在の商品などの棚卸高)	⑤ 円		
○ 仕入金額の明細(令和4年中の商品などの仕入金額)			
仕入先名		所在地	仕入金額
主な 仕入 先			円
			円
			円
			円
上記以外の仕入先の計			円
合 計			⑥ 円
○ 期末商品(製品)棚卸高(令和4年12月31日現在の商品などの棚卸高)	⑦ 円		
売上原価(⑤+⑥-⑦)			⑧ 円

営業等収入申告用

《経費の欄》・営業等収入を得るために要した経費の年間の合計を記入してください。

科 目	内 容	年 間 の 合 計
給 料 賃 金	家族以外の従業員に支払った給料、賃金、退職金、食費や被服などの現物給与	円
外 注 工 賃	修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など(建設業の外注費も含む)	円
減 価 償 却 費	建物、機械、車両、器具備品などの償却費(事業分のみ)	円
貸 倒 金	売掛金、貸付金などが返済されないための損失金	円
地 代 家 賃	店舗、工場、倉庫等の敷地の地代やそれらの建物を借りている場合などの家賃	円
利 子 割 引 料	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など	円
租 税 公 課	固 定 資 産 税	合計
	自 動 車 税	円
	そ の 他	
荷 造 運 賃	販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃	円
水 道 光 熱 費	事業分の水道料、電気料、ガス代や灯油などの購入費	円
旅 費 交 通 費	電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代など	円
通 信 費	事業分の電話代、はがき・切手代、電報料など	円
広 告 宣 伝 費	新聞、雑誌、折込広告などの費用、広告用名入りカレンダー・タオルなどの費用、陳列装飾のための費用	円
接 待 交 際 費	取引先などを接待する茶菓子・飲料代、取引先などに対する中元・歳暮の費用など	円
損 害 保 険 料	事業用店舗等の火災保険料、事業用自動車の損害保険料など	円
修 繕 費	店舗、事業用自動車、機械、器具備品などの修理代	円
消 耗 品 費	帳簿・用紙・文房具などの事務用品、使用期間が1年未満か取得価額が10万円未満の事業用備品など	円
	燃料費:事業用自動車の(事業で使用した)ガソリン代など	円
福 利 厚 生 費	従業員のためのもの	円
		円
		円
		円
		円
合 計		⑨ 円

※ 事業用の経費で「科目」が不明のものは、上表の空欄に具体的にご記入ください。

《減価償却費の欄》 令和4年分から新たに減価償却を行う資産及び 令和4年中に処分した資産について記入してください。

名 称	購入・処分の区分	購入月・処分月	購入金額	事業使用割合
例：軽トラック	購入・処分	令和 4年 4月	1,200,000 円	70%
	購入・処分	令和 年 月	円	%
	購入・処分	令和 年 月	円	%
	購入・処分	令和 年 月	円	
経費にすることができる減価償却費の合計(耐用年数と月割で計算)			⑩	円

※ 新たに減価償却を行う資産は機械・営業用の車両・器具備品・建物等で、金額が10万円以上のものを記入してください。(合計が不明の場合は、空欄でかまいません)

必要経費の合計(⑨+⑩)	⑪	円
--------------	---	---

専従者控除前の所得金額(④-⑧-⑪)	⑫	円
--------------------	---	---

《専従者控除の欄》 事業専従者について

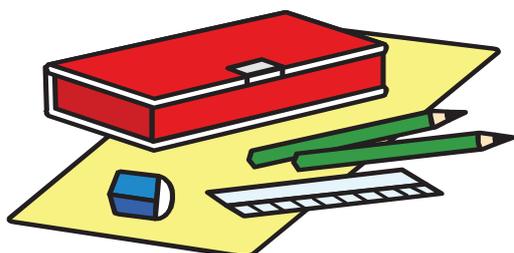
生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、令和4年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

(1) 配偶者の場合は86万、配偶者以外の親族は50万

(2) 専従者控除前の所得金額⑫
 (事業専従者数+1)

専従者氏名	続 柄	従事月数	控 除 額
		月	円
		月	円
		月	円
合 計			⑬ 円

所得金額(⑫-⑬)	円
-----------	---



【お問い合わせ先】

甲佐町役場 税務課 住民税係

電話：096-234-1112